

災害時における災害情報の緊急放送等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と、株式会社アクティブレイン（以下「乙」という。）とは、災害情報の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害に関する情報を乙の放送を通じて緊急放送を行うことにより、被害の軽減を図り市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風その他異常な自然現象または大規模な事故や火事・爆発等により、市民の安全確保が必要となる状況に置かれることをいう。
- （2）「緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲または乙の放送設備を使用し、乙が予定する番組放送に優先して災害情報を放送することをいう。

2 前項（2）の規定により緊急放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害時等における避難勧告及び避難指示に関する事項
- （2）被害及び復旧状況
- （3）避難所及び救護所等の開設状況
- （4）学校及び保育所の児童等の保護状況
- （5）帰宅困難者への対応に関する事項
- （6）水、物資等の支給に関する事項
- （7）その他甲の災害対策本部長である市長が特に必要と認める災害情報

（要請の手続き）

第3条 甲は、緊急放送が必要なときは、乙に対して文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、電話等による口頭での要請とする。この場合においては、要請後に速やかに文書を提出するものとする。

（緊急放送の実施）

第4条 乙は、甲から緊急放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、甲又は乙の設備により、通常のコミュニティ放送に優先して災害情報の緊急放送を行うものとする。

（試験放送の実施）

第5条 乙は、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達試験や甲が主催する訓練等に可能な限り参加し、試験放送を実施することで、放送設備の機能維持に万全を期すとともに、市民の防災意識の高揚に努めることとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に定める放送に要した費用は、全て乙が負担するものとする。ただし、円滑な緊急放送を目的とした放送設備の改修や受信端末の設置に係る費用は、甲の負担とする。

2 令和8年3月31日までに協定を解除する場合は、前項に定める緊急放送を目的とした放送設備を乙は甲に返却し、返却に要した費用は、協定を解除することとなった原因者の負担によることとする。

3 災害による被害が甚大で緊急放送を行う期間が長期に及ぶ場合の放送に要する費用は甲乙協議のうえ決定する。

(連絡責任者)

第7条 この協定に定める事項の実施に関する連絡を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、この協定の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年1月14日